

在宅身体障害者の住まいに関する実態調査報告

神戸学院大学 糟谷 佐紀

1. はじめに

2016年2、3月に、全国頸髄損傷者連絡会（以下、頸損連）の協力を得て実施し、回答者の皆様には報告書を送付させていただきました。今回、紙面での報告の機会をいただいたことに感謝し、新たに頸損連とその他団体の比較分析を加え、頸髄損傷者（以下、頸損者）の住まいの特徴をつかむことを試みた。

日本は「家族を含み資産とみなす障害者施策」※を取り続けてきた。2003年の支援費制度以降、家族ではない介助者を利用して生活することが可能になった。しかし、自立生活を支える重要な要素である「住宅」については、不十分な制度しかない。障害者の唯一の住宅政策と言ってよい公営住宅は数が少なく（2013年度3.8%）、利便性やバリアフリーなどを考えると重度身体障害者に適したものはさらに少ない。なぜ障害者のための住宅政策は希薄なのだろうか？理由の一つとして、政策策定に必要な障害者の居住実態を把握していないことを指摘したい。2011年に行われた「生活のしづらさなどに関する調査」では、障害種別ごとの住宅所有実態のみで、性別、年齢（65歳未満・以下のみ）、障害原因等との関連は不明である。本アンケート調査は、重度身体障害者の居住実態を知る貴重な資料となる。

※ 田中智子, 「知的障害者の生活の場の意向と親子の自立」, 佛教大学総合研究所紀要別冊, p. 79-102, 2013

頸損連からは58名（28.7%）の回答を得た。頸損者の年齢構成は、40～49歳が最も多く、49歳以下が半数を占めた（53.5%）。性別は、男性の比率が4分の3（75.9%）と高い。世帯類型は、単身者が36.2%と最も多く、親同居の割合は34.4%であった。そして有配偶率は36.2%である。

3. 障害原因と介助の状況（図2）

頸損者の障害原因は、交通事故44.8%、労災事故13.8%とその他事故を合わせると8割が事故原因である。これが居住実態に大きく影響している。頸損者が毎日利用するサービスは、福祉サービス63.8%（その他48.1%）、家族41.4%（その他30.6%）であった（複数回答）。福祉サービスが一人暮らしの生活を支えていることが分かる（図は省略）。

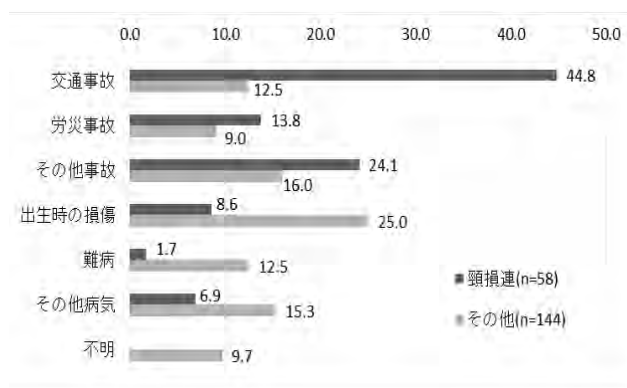


図2 障害原因 (%)

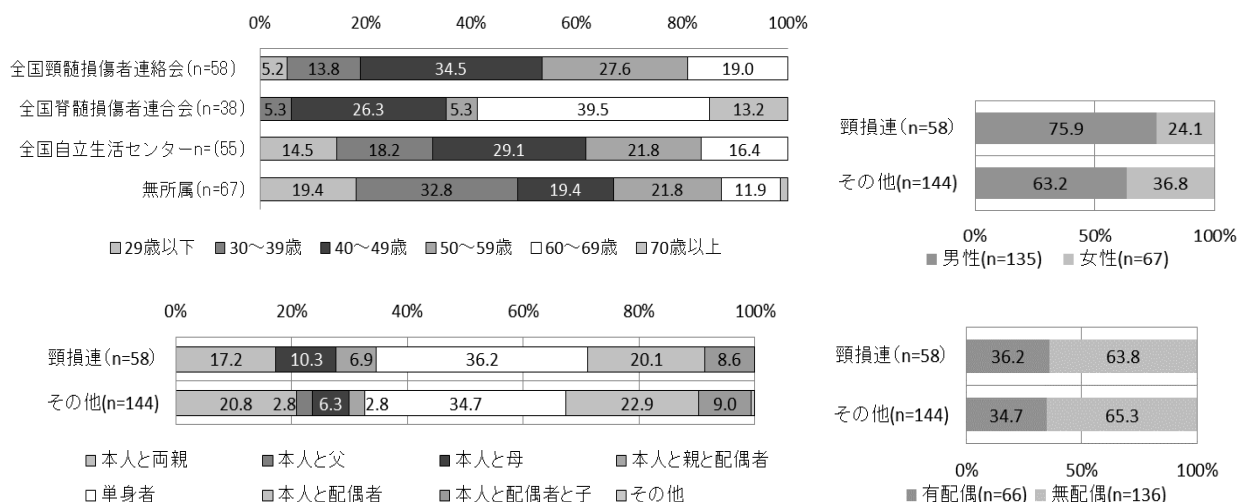


図1 年齢 (左上)、世帯類型 (左下)、性別 (右上)、配偶者の有無 (右下)

2. 回答者の属性 (図1)

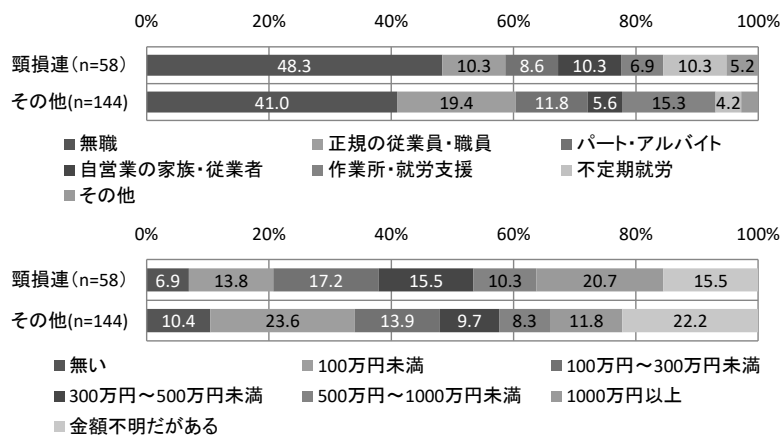


図 3 就労状況(上)と預貯金額 (下)

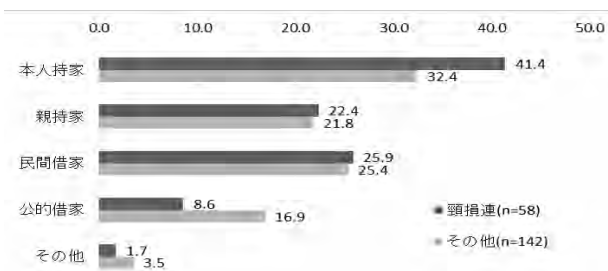


図 4 住宅所有形態 (%)

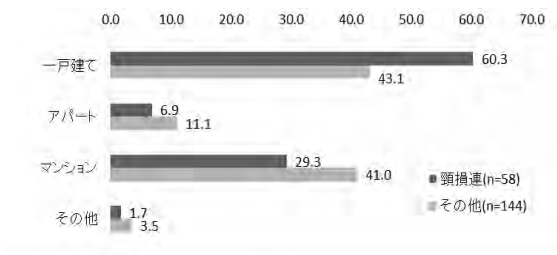


図 5 住宅の建て方 (%)

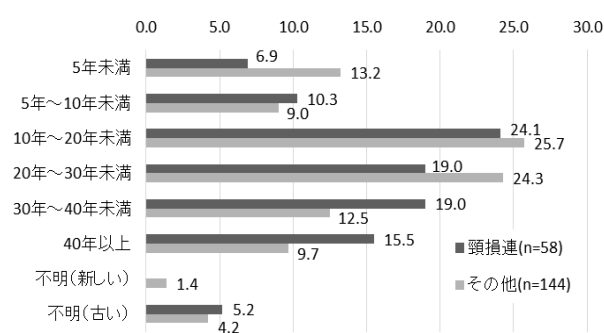


図 6 住宅の築年数 (%)

4. 雇用・収入状況 (図 3)

頸損者の 48.3%が無職 (その他 41.0%) である。回答者の半数 (53.9%) が就労収入は 9 万円以下と定収入であるため (図は省略)、障害者の生活は障害基礎年金や手当で支えられていることが多い。全体

の 64.5%が障害基礎年金を受給していた (1 級 54.6%、2 級 9.9%)。生活保護率は 8.9%と、日本全体の保護率 1.69%と比較すると高いが、傷病者・障害者世帯の保護率 26.4%と比較すると低い (厚労省 2017. 2. 1 公表)。

高額な預貯金を持っている者が多いことが、頸損者の特徴としてあげられる。頸損者の 2 割が 1,000 万円以上の預貯金があると回答した (図は省略)。事故による受障が多く、保

険金や賠償金等を取得するケースが多い。しかし一方で、預貯金がない、100 万円未満という回答も 2 割あり、特別な出費などに耐えられない状況が予測される。

5. 住宅の状況 (図 4、5、6)

頸損者の住宅所有の特徴は、本人持家 41.4%が多いことである。親持家を合わせると持家率は 63.8%である。公的住宅の割合がその他と比べて低いことも特徴である。身体機能に適合する公的住宅は少なく、選択肢にできない、条件に合う住宅にはなかなか当選しないなどが考えられる。一人暮らしの頸損者は、民間や公の賃貸借家に暮らしていると考えられる。

また、一戸建てが 60.3%と多いことも特徴である。受障後に住宅を購入する場合、電動車椅子や大型車両の利用などを考え、一戸建てを選択するケースが多い。しかし築年数を見ると、頸損者の住宅は古いものが多いため、建物の老朽化や耐震補強など今後住宅にかかる費用が必要となることが考えられる。

6. 親との同居 (図 7、8、9)

親との同居についてみる。頸損者の 65.6%が親と同居し、その半数以上を一人暮らしが占める。ここではデータ数が少ないため、頸損連とその他を分けてみず全体の傾向をみる。

親同居の 68 名のうち 77.4%が「生まれてからずっと同居」と回答し、受障後の同居は 17.7%であった (図は省略)。親と同居する理由は、「収入がない・少ない」が最も多い。家事や介助など親の支援を期待する回答と、一人暮らしの不安や自身の無さによる回答がある。

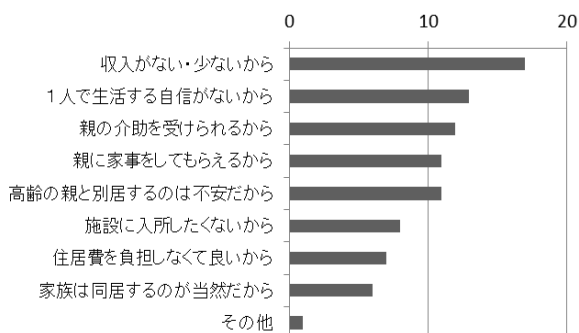


図7 親と同居する理由 (人数) (n=37)

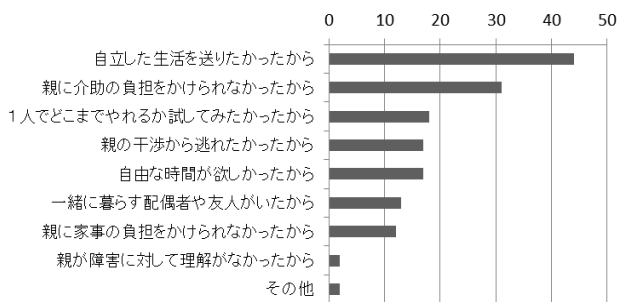


図8 親と別居する理由 (人数) (n=75)

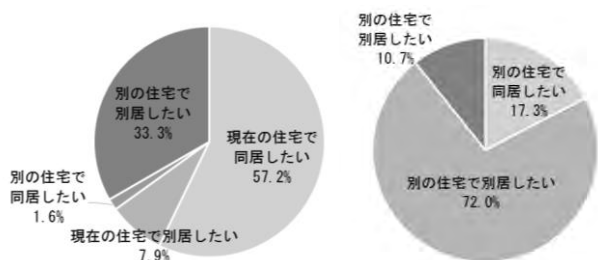


図9 同別居の考え方 左:同居(68)、右:別居(n=75)

親と別居している75名に、別居の理由を尋ねた。「親からの自立」という回答と「親の介助の負担軽減」という回答があった。この設問に住環境等に関する選択肢は入っていない。

親との同別居についての考え方を、「親との同別居」と「親(現在)の住宅での同別居」に分けて尋ねた。

親同居では、「現在の住宅で、親と同居したい(今のままで良い)」との回答が57.2%と、現状に満足している様子が見えてくる。親と別居したいが現在の住宅で暮らしたいを加えると、65.1%が現在の住宅に住み続けたいと回答している。

一方、親別居は、親から独立したい82.7%、親の家では住み続けられない89.3%とどちらも高いが、住宅が別居理由であればあいが少し多い。

7. 将来の暮らし方について (図10)

将来の暮らし方について、親同居、単身と夫婦(夫婦と子、夫婦と親を含む)にわけてみる。単身と夫婦の7割前後が「今と同じように暮らしたい」と回答したのに対し、親同居のそれは18.6%と低い。親同居の39.0%が「一人暮らし」、27.1%が「配偶者との暮らし」と親からの独立の意向を示した。

8. さいごに

親との別居は、親元からの独立、自立という心理面だけではなく、親の住宅には住み続けられない、という住宅と身体機能との不適合という物理面の理由も多いことが分かった。しかし、重度身体障害者の身体機能に適合した住宅の入手は困難であり、そのような住宅の家賃は高く負担は大きい。

現在、障害者グループホーム入居者に対して月額1万円の家賃補助がある。神戸市では、さらに補助後の家賃の半額が助成される(上限1万5千円)。グループホームを障害者の地域生活の場であると位置づけるのであれば、それ以外の住宅で暮らす障害者への家賃補助もあってよいのではないだろうか。特に重度身体障害者は、住環境に対するニーズが多様で複雑であり、それを満たす住宅の家賃は高くなる。

障害者はいつも「高齢者等」の中に含まれ、障害者の持つ特別なニーズに対応した住宅政策はない。国レベルで、障害者の居住実態を把握した上で、障害者の住宅政策の策定が行われることを願う。

回答者の皆さま、事務局の皆さま、アンケートへのご協力に感謝いたします。

なお、本調査の報告書データ(PDF)は頤損連絡会事務局にあります。ご希望の方は、事務局までご連絡ください。ただし、本稿の数値と多少異なっている部分があります。集計ミスによるもので、本稿の数値が正しいです。この場を借りてお詫び申し上げます。

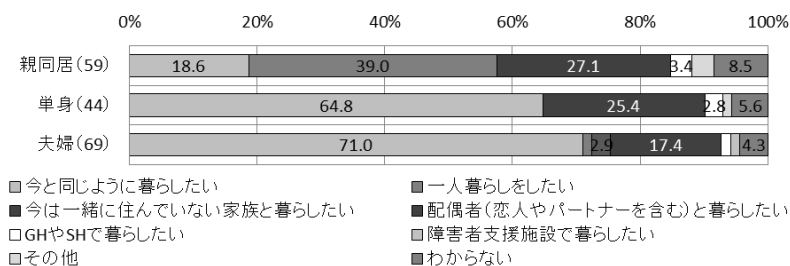


図10 将来の暮らし方について